

平成15年度工事定期監査結果に基づき講じた措置（水道局，交通局）

(1) 設計・積算

設計

ア 減圧槽整備工事において、減圧弁室の構造を特定できる図面・仕様等が不備であったもの
(水道局浄水課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

設計に際して、設計担当者や審査担当者等が配慮すべき事項のチェックリストを作成し、職員に周知徹底し、同様の不備がないよう措置を講じた。

イ 駅前広場内におけるバス案内所新築工事において、設計に際し、景観及び利用者の動線に一層の配慮をすべきであったもの

(交通局施設管理課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

建物屋根に設置の室外機を屋根面に合わせ緑色に塗装した。
又、案内所の案内文字を大きくし利用者に判り易くした。

積算

ア 小規模発電所の設備工事において、設計図書で現場事務所の設置を義務付けていないにもかかわらず営繕損料を、計上していたもの

(水道局浄水課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

工事積算において営繕損料を計上する場合は、図面又は特記仕様書（その他事項）に請負人現場事務所、監督職員事務所等の設置の有無を明記することを周知徹底すると共に設計積算要領の追加項目とし、同様の不備が無いよう措置を講じた。

イ 送水管立坑電気設備工事において、照査が充分でなかったため、テレメータ装置の仕様の一部を追加していたにもかかわらず、設計変更図書にその内容が記載されていなかったもの

(水道局浄水課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

変更設計の照査にあたっては、設計者は勿論、審査担当者、係長等それぞれの段階において、変更内容、設計図書の内容との整合性等をチェックリストにより確認することとし、同様の不備がないよう措置を講じた。

(2) 施工・監督

監督

ア 水道管取替工事において、設計内容の変更指示を行う際、発注者から請負人に対し必要な事項について書面をもって指示すべきものを、口頭のみで一部おこなっていたもの

(水道局配水課)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

工事施工時における発注者と請負人との間の打合せについて、打合せ簿を作成すべき事項のチェックリストを作成し、職員に周知徹底するなど、改善の措置を講じた。